

市政を正しく知ろう

さいきん、市政のあり方について、いろいろな疑問や批判があります。とくに市の財政や市民税、交通企業等についてはかなりの誤解も多いようです。そこで、これら市政への疑問点を明らかにし、正しい判断で、市政をみつめていただくために、その実情をお知らせいたします。

財政 五千万円の黒字見込み 住みよい都市づくり

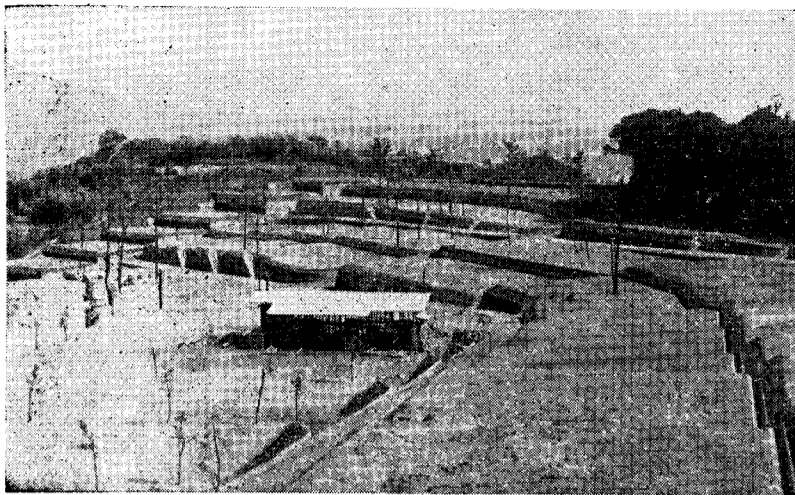
最近、全国的に市町村の財政状態が、過去十五年間をふりかえって悪くなったといわれており、鹿兒島市の場合もその影響が現われています。そして、市の財政を見る場合、注意すべき事は、単に、現在の黒字赤字だけをみるのではなく、過去の経過をもあわせて、しかも全国的な視野で見なければならぬといふことです。

一般に、市町村の財政は、国の施策によって左右されるものであり、市の財政を見る場合、注意すべき事は、単に、現在の黒字赤字だけをみるのではなく、過去の経過をもあわせて、しかも全国的な視野で見なければならぬといふことです。

鹿兒島市は、前に海をひかえ、三万は山でまわっているため、土地が非常に不足しています。そこで、これを解決するため、南港一帯の埋立をしたり、紫原地区の宅地造成を進めているわけですが、昭和三十七年度からは、新しく土地開発をもつて、さらに積極的に、土地不足の解決に努力しています。

すなわち、この土地開発事業は、公共用地の取得や、工場用地の造成、住宅難緩和のための宅地造成などを行なうもので、現在は、坂元町の上之原団地の宅地造成事業を進めています。

この上之原団地は、眺望もよく市街地に近いので、大へん好評で、



(写真は坂元町上之原団地)

土地開発

安い土地を提供 未利用地の総合開発

鹿兒島市は、前に海をひかえ、三万は山でまわっているため、土地が非常に不足しています。そこで、これを解決するため、南港一帯の埋立をしたり、紫原地区の宅地造成を進めているわけですが、昭和三十七年度からは、新しく土地開発をもつて、さらに積極的に、土地不足の解決に努力しています。

すなわち、この土地開発事業は、公共用地の取得や、工場用地の造成、住宅難緩和のための宅地造成などを行なうもので、現在は、坂元町の上之原団地の宅地造成事業を進めています。

この上之原団地は、眺望もよく市街地に近いので、大へん好評で、

電車バス

市民サービスの向上と 経営の合理化に努力

市営バスや電車などの公共交通事業は、公共のために設立されたもので、採算を考へず運営する場合があります。最近、そのような物価の値上げにより、運営費がふえても、簡単に値上げするわけにいかないという特殊な事情があります。

したがって、全国どの都市でもその運営に悩んでいますが、鹿

全国都市公営交通企業の累積赤字状況

都市	千円
京都市	4,335,610
大阪市	2,400,000
名古屋市	994,200
横浜市	1,949,960
神戸市	2,947,980
仙台市	(ナシ)
札幌市	55,600
旭川市	13,340
釧路市	252,680
帯広市	195,560
旭川市	93,760
稚内市	17,390
網走市	183,990
紋別市	230,710

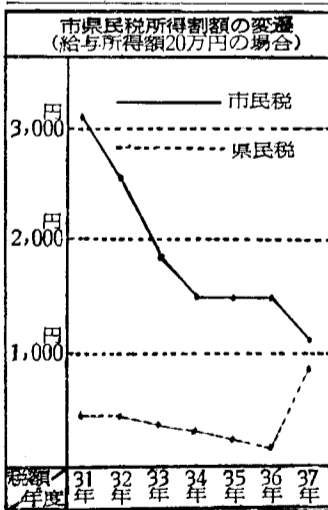
市民税

所得の向上をはかり 今後も減税を実施

市民税を課税する方法として、「本文方式」と「但し書方式」の二つが定められています。鹿兒島市は、特殊財政が乏しいために、税率の高い「但し書方式」を採用しています。また、全国五五五都市のうち、六〇・八割にあたる三三都市が、全国市町村では、その八割が「但し書方式」を採用しています。

しかしながら、市民にとっては、少しでもその負担が軽い方がいいわけですから、本市としても、納税者減税に努めており、現在まで六回にわたって減税し、すでに今年度も三千万円の減税をおこないました。

下のグラフは、給与所得一十万円の人を例として、この七年間の市民税と県民税の移りかわりを示したものです。



地方交付税とは

地方交付税というのは、市町で、その算定の基礎がはっきり村の財政を助けるために、政府定められています。したがって、政府の方で勝手に、財政的がって本県のように、財政力の弱い市町に比べて、非常に大きな役割を持っています。

現在、鹿兒島市が受けている地方交付税額は、約六億六千万円で、総算の十七割を占めています。これは、約七割を占めるので、この地方交付税といふのは、地方交付税といふ法律によつて、各都市の財政を調整しているわけです。

市政へご相談は

- どなたでも自由にご利用ください
- 庁内案内や市政のことはなんでもご相談ください
- 市政に関する苦情、要望、陳情など受付けます
- 市民生活一般の法律相談は毎月10日と20日

(市の顧問弁護士担当)

「市民相談室」は市庁玄関のところにあります

ご心配なことやお困りのことなどご遠慮なく。



(写真は市政相談に見えた人たち)

無料法律相談所開設

法律上の他問題で困る方は、毎月10日と20日、市民相談室にて無料法律相談を行います。お気軽にご相談ください。



(写真は無料法律相談所)